

資料 4

変更届等の電子申請による受付について

(電子申請・届出システムの利用について)

1 電子申請・届出システムとは

電子申請・届出システムとは、厚生労働省において、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みの一環として導入されたオンラインによる申請・届出の提出ができるシステムです。

また、介護保険法施行規則が改正されたことにより、介護保険事業所に関する申請等は原則厚生労働省の運用する電子申請・届出システムにより提出しなければならないことになりました。(やむを得ない事情による場合を除く)

介護保険法施行規則

第六十五条の七

次に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

立川市においては、令和6年4月より電子申請・届出システムの利用を開始しています。

電子申請・届出システムで受付している届出の種類

- ・新規指定申請
- ・更新申請
- ・変更届
- ・その他申請届出（休止・廃止届、再開届など）
- ・加算に関する届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出）

2 電子申請・届出システムのメリット

●提出書類の印刷、郵送・持参等の手間なく、ウェブ上で申請を完結することができる

●申請の様式・付表についてウェブ画面で入力することができる

⇒一部情報については、次の申請時にあらかじめ入力済みの状態になる

●添付書類も電子ファイルで提出することになるため、複数の申請に同じファイルを添付することができる

- 申請の受付状況や結果について、システム上で確認ができる
⇒不足書類がある場合等の再提出もシステム上で可能

3 利用準備について

電子申請・届出システムの利用については、G ビズ ID（プライムまたはメンバー）の取得が必要となります。

※管轄は総務省デジタル庁。詳細は立川市HPをご確認ください。

ご利用を希望で未取得の場合は郵送による申請から発行まで2週間ほど時間がかかるとの事ですので、お早めにご準備をお願いします。

4 注意事項

- 提出後は申請届出状況確認画面から、申請届出ステータスを確認してください。「差戻し」「却下」の場合申請は受理されておらず、再申請や申請のやり直し等が必要になります。

表示件数: 50件 並び替え: 申請届出日時 昇順 降順

< 前へ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 次へ >

No	申請届出番号	申請届出ステータス	申請届出先	事業所名	申請届出者	申請届出種別	申請届出サービス	申請届出日時 (一時保存日時)	申請届出完了日	申請再開 再申請 取下げ	申請届出詳細
1	T*****	一時保存	****	-	*****	新規指定申請	訪問介護	*****/**/****	-	再開 取下げ	申請届出 詳細
5	*****	差戻し	***	***	****	新規指定申請	訪問介護	*****/**/****	*****/**/****	再申請 取下げ	申請届出 詳細

差戻しの場合は、差戻理由等を申請届出詳細のコメントや電話等で連絡します。
修正等行い、再申請してください。

メニュー > 申請届出状況確認 > 届出詳細

届出詳細

受付結果(全体)

受付結果登録日	西暦 **** 年 ** 月 ** 日	受付結果	完結し
受付結果登録者	***		
事業所に通知するコメント	***		

戻る 印刷

- 「登記事項証明書」の原本の提出が必要な申請の場合は、「登記事項証明サービス」の利用または電子申請に PDF を添付して申請したうえで従来通り紙媒体での提出が必要となります。